

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-34号
2	公募日	令和8年4月6日
3	契約担当者	能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	能代市庁舎サクラ管理業務委託
5	業務場所	能代市上町129番地内
6	履行期限	契約締結日から令和9年3月31日
7	当該業務の主管課	総務部 総務課 電 話 番 号 0185-89-2113 ファクシミリ番号 0185-89-1762
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	庁舎敷地内のサクラの管理業務 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登載されていること (2) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請していること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする
12	入札予定日	令和8年4月17日 (金) 午前9時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり

入札スケジュール

件名：能代市庁舎サクラ管理業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月8日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月8日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月10日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年4月10日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年4月14日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年4月17日（金） 午前9時40分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-34号			
物品(業務)名	能代市庁舎サクラ管理業務委託			
本入札に関する 連絡先	担当者名			
	電話番号		FAX番号	

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊藤 滋宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	能代市庁舎サクラ管理業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

設 計 書

能代市庁舎サクラ管理業務委託

一金 円也

仕様概要

委託場所 能代市上町129番地内

委託概要 本庁舎敷地内に存するサクラの軽剪定、薬剤散布及び施肥を行う。

委託期間 契約締結日～令和9年3月31日(水)

細 目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
軽剪定	枯れ枝、テングス罹病枝	21	本			
(積込・運搬処分含む。剪定痕癒合剤塗布)						
薬剤散布	殺虫剤、殺菌剤	112	本			年2回分
施肥	有機肥料、化成肥料混合	56	本			
諸経費						
計						
消費税						
合計						

業 務 仕 様 書

1. 委 託 名 能代市庁舎サクラ管理業務委託
2. 委託場所 能代市上町129番地内
3. 委託期間 契約締結日～令和9年3月31日（水）
4. 委託概要 本庁舎敷地内に存するサクラの軽剪定、薬剤散布及び施肥を行う。

5. 留意事項

本業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- （1）作業にあたっては、周辺樹木、施設等を損傷しないよう十分に配慮し、損傷のおそれがある場合は、すみやかに発注者と協議すること。
- （2）軽剪定、薬剤散布及び施肥の留意事項は別紙のとおりとする。
- （3）作業時に樹木概況について重大な腐朽等、気になる点があった場合は報告すること。
- （4）本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うこと。

6. その他

本仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

【軽剪定、薬剤散布及び施肥の留意事項】**（ 軽 剪 定 ）**

- ① 樹木の健全な生育と美観の向上を目的とし、その支障となるテングス病罹病枝や枯れ枝を除去すること。
- ② 剪定方法に関しては、樹木の防御機構を活かした方法であるナチュラルターゲットカットを採用し、幹に平行に深く切り落とす伝統的な枝打ち方法（フラッシュカット）や切る角度が浅すぎたり切り残しがある状態（スタブカット）は極力避けること。
- ③ 剪定痕には新鮮な傷口の保護のために塗布剤を使用すること。
- ④ テングス罹病枝は剪定後放置せず、場外に搬出し処分すること。
- ⑤ 軽剪定の時期に関しては基本的に休眠期に行うこととし、その時期以外に行う際には協議のうえ決定するものとする。

（ 薬 剤 散 布 ）

- ① 農薬は発生病虫害（周辺の発生状況や発生時期からの予測も含め）に効果が期待できる種類を選定し、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ② 農薬散布は無風または風が弱いときに行い、風向きやノズルの向き等に注意すると共に、作業周知のための立て看板などを用いて第三者への飛散防止に配慮すること。
- ③ 散布日については発注者と協議のうえ決定するものとする。
- ④ 薬剤散布時期に関しては、5月から9月にかけて発生する病虫害を対象とし、殺虫剤は主に食葉性害虫を、殺菌剤は主に葉に病徴が現れるものを防除の対象とする。その他の病虫害の発生に関しては随時報告と相談の上協議するものとする。

（ 施 肥 ）

- ① 樹木の健全性と活力維持に必要な土壌環境を築くことを目的とし、太根を極力傷つけずに肥料成分の補給行為を行うこととする。
- ② 施肥位置は樹冠下に吸収根が伸長している可能性が大きいので、樹冠下に深さ15cm程度の穴を必要数掘り、混合した肥料を投入し土を埋戻しなじませること。
- ③ 材料は肥料の即効性や肥効の長さ、土壌改良効果等を考慮し形状や種類を選定することとし、配合については有機質系の土壌改良資材を1kg、粒状普通化成肥料500g、天然腐食入り固形肥料500gを併用するものとする。また施肥量は窒素量に換算して1本あたり20～100gとし合計2kg程度を目安とする。
- ④ 施肥の時期に関しては、成長期に必要な養分補給を目的とするため花後を目安に実施するものとする。

別紙3 図面

